




お知らせ

ごみ分別ガイドブックが リニューアル

環境政策課

☎229-3258 📠229-3354

5月1日からの、ごみの分別方法や排出方法の見直しに伴い「ごみ分別ガイドブック」を7年ぶりにリニューアルしました。ぜひ市ホームページをご覧ください。

また、ごみ分別ガイドブックに掲載しきれないごみの分別品目一覧(約3,000品目)も、市ホームページに掲載しています。なお、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」からもご覧いただけます。

主な見直し内容

- 金属と不燃の同日収集
- スプレー缶の排出方法
- 石、砂、土の排出方法
- ソファ、マットレスの排出方法
- 木材、丸太・切り株の排出方法

軽自動車税種別割納税通知書 を発送 納期限は5月31日(金)

市民税課

☎229-3129 📠229-3331

軽自動車税種別割納税通知書の発送

軽自動車税種別割の納税通知書を5月1日(水)に発送します。軽自動車税種別割は毎年4月1日に車両を所有している人に対して1年分の税額が課税されます。令和6年4月2日以降に廃車や名義変更の手続きを行っていても、4月1日時点の所有者に納税通知書が送付されますので、ご注意ください。

なお、令和6年4月1日以前に名義変更の手続きを運輸支局などで行ったにもかかわらず、納税通知書が届いた場合は、税止め手続きがされていない可能性があります。手続きを業者など第三者に依頼された場合は、手続きの完了日を確認の上、お問い合わせください。

また、車両を所有しているのに5月中旬になっても納税通知書が届かない場合は、必ず市民税課諸税担当までお問い合わせください。

車検用納税証明書

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が導入されました。これにより車検(継続検査)時の納付確認がオンライン上でできるようになり、車検時の車検用納税証明書の提示は原則不要になりました(小型二輪を除く)。ただし、次の場合は従来どおり紙の車検用納税証明書が必要です。

- 車両の前所有者に未納がある
 - 軽自動車税種別割の納付直後(納付後数日から2週間程度)
 - 口座振替直後(納期限後1週間程度)
 - 他の市町村に引っ越した年度
 - 軽自動車を購入した年度
- ※令和5年度から口座振替後に発送していた車検用納税証明書の送付を廃止しています(小型二輪を除く)。

問い合わせ 収税課(☎229-3135)

敬老事業の実施に当たって

高齢福祉課

☎229-3156 📠229-3334

高齢者の皆さんを敬愛し長寿を祝うため、各地区社会福祉協議会が主体となり毎年敬老事業を実施しています。実施に当たっては、来年3月31日時点で75歳以上の人の住所・氏名を記載した名簿を作成し、当事業でのみ使用します。

名簿への掲載を希望しない場合は、5月7日(火)までに高齢福祉課へご連絡ください。その場合、敬老事業の案内や記念品などは届きませんのでご了承ください。

木材利用促進事業補助金

林業振興室

☎262-7025 📠264-1000

津市産の木材を一定量以上使用し、市内で個人住宅を新築する人

を対象に、主要部材に要する費用の一部を補助します。

条件 主要部材に津市産の木材を材積の60%以上または12㎡以上使用している住宅で、交付決定後に着手し、当該年度内に棟上げまで完了すること

補助金額 津市産木材の使用量1㎡当たり2万5,000円(上限30万円)

申請方法 農林水産政策課または林業振興室、各総合支所地域振興課で配布している申請書類を提出 ※申請書類は市ホームページからもダウンロード可。

詳しくは、林業振興室までお問い合わせください。



ブロック塀等撤去改修事業補助金 建築指導課

☎229-3187 📠229-3336

強度不足や老朽化が著しいブロック塀等は大規模な地震の際に倒壊しやすく、多くの二次災害をもたらします。災害時の市民の安全を守り避難経路を確保するため、道路に面するブロック塀等を撤去・改修する際にかかる費用の一部を補助します。

対象 市内に設置されているブロック塀等を所有する個人・法人

対象要件 道路に面するもので、高さ1m以上、かつ2段積み以上のブロック塀等を全て撤去する工事、または撤去と併せてフェンス等を設置する工事、来年1月末までに完了する見込みのもの

補助金額 撤去または改修工事において、いずれも上限10万円

※申請前に市による現地調査が必要です。まずはお問い合わせください。

※交付決定前に工事の契約・着手したものは対象外。対象要件や補助金額など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

